

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長(末次性男君)

以上で、各委員長の審査報告は終わりました。これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者が発言を願います。十二番 松山 清君。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君)

議案第十五号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第五号)について反対討論をいたします。

当補正予算は年度末に当たり歳入歳出においてその多くは精算的の内容となっておりますが、そもそも昭和五十七年度の当初予算において、住民負担増をもたらす予算編成が出发点となっております。住民に

負担の増加をもたらす、財政の使い惜しみをして余った財政を基金として積み立てて留保してしまふことは住民の要求実現と相入れないものであります。今後、改善されることを強く要求し、簡単であります。私の反対討論をいたします。

○議長(末次性男君)

次に、賛成者 七番 森田治男君。

(七番 森田治男君 登壇)

○七番(森田治男君)

議案第十五号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第五号)に対する賛成討論を行わせていただきます。

御案内のように、本会では歳入にありましては歳入の確定に伴う補正でございます。さらに、歳出におきましては執行残の精算に伴うものでございます。

精算をいたしまして、すでに各事例可決いたしました財政調整基金に七千万円を積み立てようというものでございまして、将来に備えるためのものでございます。ただいま反対者から使い惜しみをした中での執行残というよりなことが言われましたけれども、私は、昭和五十七年度の一般会計におきましてはすべて適正に、しかも住民にはおれほどの不利なことがなく運営されておる、その執行

残であるといふふうに解釈をいたしております。

ただいま三常任委員長より、それぞれ原案可決の旨のお願いがござい
ました。私も同じように本案を全員の皆さへ賛同によりまして可決する
ようお願ひ申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。

これより、本案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、原案のとおり
可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成 起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって、議案第十五号は、

原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第六 議案第十六号 昭和五十七年度福

生市福生郡市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算

(第三号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長
から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) ただいま御指名がございましたので、議案第
十六号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本案については、予算総額から歳入歳出それぞれ七万四千円を減額
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九千六百六十一万一千円
と定めようとするもので、委員より、七万四千円の減額ということだが、都市
計画の予算書をつくらんと減額した分ぐらいかかつてしまうのではないかと
質疑があり、これに對して、これは予算の執行上の問題があったり、債
務負担行為の延長といふことがあり、どうしても議決をいただかないと仕事
ができなくなるので、御提案申し上げたものと答弁があり、次いで、理事、口日

より、駅前の巨人ホールの関係で、一月八日に判をいただき、できる限り早くに取り壊すということが東京都も協議を進めているということですが、ビュしても四月以降にずれ込んでいくのではないかと、状況もありますし、しかし、一日も早く取り壊しが進み、完成することに進めてまいりたいとの説明のあった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十六

号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七 議案第十七号 昭和五十七年度

福生市下水道事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第十七号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案については、予算総額に歳入歳出それぞれ四百三十七万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億四千四百九十

一万五千円と定めようとするもので、委員より、総務管理費の多摩川上流流域下水道維持管理負担金に要する経費で、負担金のふえた理由を伺いたいとの質疑があり、これに對して、一般と大口の使用料が水洗化に伴って伸びが来たということ、不明水の関係で一五％見込んでいるので、昨年、台風や、それに限らず流域に入ってくるものなどにより一七・八％ぐらいになってしまったのが主な理由であるとの答弁があり、次いで不明水の関係で福生市がふえたということだが、他市の状況と、その原因について伺いたいとの質疑があり、これに對して、福生市は流域処理場に入っている総量の二・三七％を福生市が占めており、流域で三ヶ月ごとに各市町村から調定量の報告に基づく基礎になる数字と実際に入ってくる総量、それを各市の調定量の比で置きかえて、算出されていくわけだが、福生市の場合、四月から六月にかけて流域に入った不明水の総量は五十一万トンであるが、七月から九月になると台風の影響等が大きく出て百九十三万八千トンと、三ヶ月平均値四倍ぐらいの流入になってしまい、各市でも調定量に伴う流域での総量のものが算出されるので、同じよう

な悩みが出てくると思うとの答弁があり、次いで、委員より、不明水の関係で、どこか、よそでふたをあけて汚水を流しているという疑いもあるのか、何でも総体的にやることについて納得がいかない点があるが、その点はどうかとの質疑があり、これに對して、処理場の方でもその対策についてはいろいろ検討しているようであり、また、当市においても監視をしていきたいとの答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君)

以上で委員長のお査察報告は終わりました。

これより、委員長報告に對する質疑を許します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、委員会報告

のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて、議案第十七号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八、議案第十八号 昭和五十八年度福生市一般会計予算を議題といたします。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

本件は、すでに特別委員会でも十分審議を尽くされておりますので、委員長の報告及び質疑を省略されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本件は委員長の報告及び質疑を省略したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて、委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第十八号 昭和五十八年度福生市一般会計予算について反対討論をいたします。

政府の臨調行革路線と東京都の財政再建に名をかりた住民負担の増加を押しつける方向に對して市当局がどう立ち向かうかということがまず第一番目に問われる問題であります。国や都の攻勢から住民を真に守る方向が切実に求められているにもかかわらず、守るどころか、これと一緒になつて保育料の二年連続の引き上げに見られます。よくに住民に負担を押しつける方向が一層とられております。

福祉の施策は、施政方針演説を聞きまして、新たなものは身体障害者用自動車改善費の一部助成十万円のわずか一件だけ。そして教育施策についても前年度並みの水準という、まことに冷たい態度をとっております。一方、財源的には地方交付税の減額や税収の伸び率の低下などあつても、これまでにたの込んだ都市施設整備基金や財政調整基金など二十数億円にも上るものがあり、十分カバーすることが出来るものであり、いまこそ、この保留財源を活用し、住民負担の軽減と福祉の充実を図るべきであることを、わが党は重ねて強く主張するものであります。基地問題を筆頭にして何事も政府の言いなりになつていては地方自治を真に守ることはできません。今後、政府に対し毅然とした態度をとることを強く要求し、簡単ではありませんけれども、反対討論とさせていたいただきます。

○議長(末次性男君)

次に、賛成者、六番村尾栄次君。

(六番 村尾栄次君 登壇)

○六番(村尾栄次君) ただいま議題となっております。議事次第十八号につい

て、本会案に対する賛成の立場から討論をさせていただきます。

本会案の要旨に当つては、すでに特別委員会におきまして二日半にわたって十分は実直が尽くされましたことはすでに御承知のとおりであります。

さて、五十八年度一般会計予算については、国の予算を見るとおり従来にはい厳しい状況にあり、社会情勢全般が低経済にあり、大変厳しい状況下で編成された予算であるということが感じられ、この点、理事者の御努力に対し敬意を表する次第であります。自主財源の確保に努めるということは言うまでもありませんが、依存財源にのたたくを頼っている当市においては、横田基地があるという特殊事情を強く各方面に訴え、財源の獲得に今後さらに努めてほしいことを理事者側にお願いをいたす次第であります。

現下の社会情勢を見ると、税収の伸びは余り期待できないと思われ、課税客体の的確な把握に努め、より多くの税収実績の向上に努められるとともに負担公平の原則に立つた適正な受益負担の検討も今後必要やむを得ないものであると思われ、でございます。

一方、歳出におきましては厳しい財源にもかかわらず、従来からの施策は基本構想に基づき行政水準の低下を招かず編成されており、下水道事業の推進を初めとして加美緑地屋外運動場、各小中学校の建設改良等施設の充実、さらに新規事業としては住所表示板の設置、障害者用点字ブロック設置、災害対策用飲料対策、福祉協議会地区組織活動補助金、一歳六ヶ月児童科診療の実施等々の細かな施策も盛り込まれており結構なことだと思われるわけであります。

今年度の予算にかかわる財源の不足を想定し、かねてより積み立てあります都市施設整備基金を充当し収支を保ったことが特徴づけられるわけでございますが、今後、経常経費の抑制を図り、財源確保に努める、充実した財源を保留し、できる限り理事者側に要望し、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。

これより、本案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第十八号は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって議案第十八号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十七分 休憩

午前十一時 五分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九 議案第十九号 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君 登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、ただいま議題となり
ました議案第十九号につきまして審査報告を申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に御配付のとおりであります。

(議案審査報告書) 別添参照

なお、補足し、質疑の一部を御紹介いたしますと、五ページの滞納繰
越分であるが、年度を追うごとに多くなっている。減らすよう努力をしてい
ると思うが、滞納繰越金を重ねていると不納欠損を生むのは明らかである。こ
滞納繰越金を少なくするならば一般会計からの繰入金も一千万円、あるいは
一千五百万円ぐらい少なくて済むのではないかと思う。ぜひ努力して他の係の
者を動員してでも少なくするよう努力をしてもらいたい。

また、一ページに職員人件費の明細があるが、大分人件費が減っている
が、これで間に合うのか。高額医療費について伺うが、五十六年度、五十七年
度で最高に医療費がかかったのは一人当たり一カ月でどのくらいか。また、
年間ではどのくらいかかったか。なぜ、このようなことを聞くかというと、病気に

なった、治療してこれだけかかった、それを支払ったというのでは、ことに無策
だと思ふ。予防衛生ということに力を入れていくことが必要だと思ふからで
ある等々であります。

これらに対し、課長より、滞納の件についてはゼロとはいきませんが、最大
の努力をして前年より多少なくなるようにしたい。人件費については、五十七
年四月一日に人事異動があり、給料の高い人から低い人にかわっているの
で、五十八年度については八名の職員についてすべてを積み上げた結果、明
細に記載のとおりとなったので、これでいけるといふことであります。医療
費で最高にかかったのは、五十六年度は四百四十八万二千九百八十円、五十七
年度では三百四十九万八千二百二十円であり、年間最高は五十七年一月
より六月までだったと思うが、一千二百十八万二千八百五十円であり、こちらは
七くなられた。こちら保険で出す分が八百五十万円程度で、本人が支払
う分が三割分とすると三百六十五万五千円となるが、高額医療費が
当然適用されるので一カ月三万九千円の六カ月分が本人の負担となるわけ
である等の答弁があり、さらに、市長より、今後はどのように医療行政

をやつていくかという事でござりますが、いままでは高度成長時代で医療というものに余り重点が置かれていなかった。しかし、私は、これから全般的に考へて福祉、教育、それから医療のウエイトが非常に高くなつてくると思ふ。さういつたことで、その中の一つとして老人保健法というものをことしの二月から発足させたという理解している。その中では中高年齢層へのヘルス事業が入つてゐるが、それだけでは若い人たちの医療はなかなかうまくいかなと思ふ。私どもの年齢になると医習にかかるということはおつくなるが、いまの職場などではある程度さういつたことが強制的に行われている。それと同じように国民健康保険においてもさういつたことを考へてゐる。

老人医療の關係においてもさういつたことを考へてゐるが、ことしを元年として五年間のうちに体制を改正するといふことを国も考へてゐるようだが、私どももそれに準じ、せつかく健康センターもあるので、それをフルに使うよう早急に考へさせていたたく。また、予算化のときには議員の皆さんの協力もよろしく願ひしたい等の答弁があり、質疑終了後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

ります。

よろしく御審議の上、当委員会決定となり、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終つております。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第十九号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十九号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十

議案第二十号

昭和五十八年度福

生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。
本委員については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十号 昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして審査報告を申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に御配付の報告書のとおりでございます。

(議案審査報告書) 別添参照

質疑の一部を御紹介いたしますと、まず委員より、一人当たり医療費はどのようにして出されたのか。また、人件費が計上されていないが、理由は何か。万一、収支にアンバランスを生じた場合はどう処置するのか等の発言に対し、課長より、一人当たりの医療費の根拠ですが、これは五十七年度の三月から八月、九月から二月の医療費を基本に計算いたしました。

ました。左方を例にとると、三月から八月、一人当たりの平均医療費は三万五千九百四十円であり、また、例年三月から八月と九月から二月の医療費を見ると後半は六%アップになるのが通例であります。そこで六%アップを掛けたものを十二で割り一月分を出して、さらに過去三年間の経費では二割程度医療費がふえているので三万七千八百円に二%を掛けた四万四千四百二十円が医療費となります。国保も同様で、平均が三万四千五百円になり、また、国保の過去五年の増加率を見ると二%ふえているので、三万四千五百円に二%を掛けた四万二千九百円と数字を推計しております。

それから、人件費の問題は、この制度を充足したときにも大きな問題となりませんが、特別会計といっても総務費の入らない、きわめて変則的な内容で、これは自治省が全国の自治体の予算を見る場合に膨張する医療費のために正確な、適正な財政規模が把握できないということや医療費だけを特別会計で扱って、その他診査支払手数料を除く事務費は一般会計で措置するということがあります。